

鈴鹿市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 2 7 号

鈴鹿市行政組織規則の一部を改正する規則

鈴鹿市行政組織規則（平成 9 年鈴鹿市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前																																																
(課及びグループの設置) 第 3 条 鈴鹿市行政組織条例第 2 条の規定により設けられた部の事務を分掌させるため、次の表の左欄に掲げる部に、同表の中欄に掲げる課及び同表の右欄に掲げるグループを、それぞれ置く。 <table><tr><th>部</th><th>課</th><th>グループ</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="3">政策 経営 部</td><td>総合政策課</td><td>略</td></tr><tr><td><u>東京事務所</u></td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>文化</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>スポーツ 部</td><td>図書館</td><td><u>管理グループ</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	部	課	グループ	略	略	略	政策 経営 部	総合政策課	略	<u>東京事務所</u>		略	略	略	略	略	文化	略	略	スポーツ 部	図書館	<u>管理グループ</u>	略	略	略	(課及びグループの設置) 第 3 条 鈴鹿市行政組織条例第 2 条の規定により設けられた部の事務を分掌させるため、次の表の左欄に掲げる部に、同表の中欄に掲げる課及び同表の右欄に掲げるグループを、それぞれ置く。 <table><tr><th>部</th><th>課</th><th>グループ</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="2">政策 経営 部</td><td>総合政策課</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>文化</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>スポーツ 部</td><td>図書館</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	部	課	グループ	略	略	略	政策 経営 部	総合政策課	略	略	略	略	略	略	文化	略	略	スポーツ 部	図書館		略	略	略
部	課	グループ																																															
略	略	略																																															
政策 経営 部	総合政策課	略																																															
	<u>東京事務所</u>																																																
	略	略																																															
略	略	略																																															
文化	略	略																																															
スポーツ 部	図書館	<u>管理グループ</u>																																															
略	略	略																																															
部	課	グループ																																															
略	略	略																																															
政策 経営 部	総合政策課	略																																															
	略	略																																															
略	略	略																																															
文化	略	略																																															
スポーツ 部	図書館																																																
略	略	略																																															

<u>こども政策部</u>	<u>こども政策課</u>	総務グループ <u>こども福祉グループ</u>
	<u>こども育成課</u>	管理グループ 保育幼稚園グループ
	<u>こども家庭支援課</u>	家庭支援グループ 発達支援グループ 教育相談グループ
	<u>こども保健課</u>	管理グループ 母子保健グループ
略	略	略
土木部	略	略
	土木用地課	管理グループ 用地グループ <u>国道グループ</u>
	略	略
都市整備部	略	略
	公共施設政策課	公共施設マネジメントグループ <u>建築第一グループ</u> <u>建築第二グループ</u> <u>設備第一グループ</u> <u>設備第二グループ</u>

2 鈴鹿市行政組織条例第2条の規定により設けられた技術監理契約課の事務を分掌させるため、同課に契約グループ、土木技術管理グループ及び建築技術管理グループを置く。

(主管課の設置)

第7条 略

2 前項の主管課は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる課とする。

<u>子ども政策部</u>	<u>子ども政策課</u>	総務グループ <u>子ども福祉グループ</u>
	<u>子ども育成課</u>	管理グループ 保育幼稚園グループ
	<u>子ども家庭支援課</u>	家庭支援グループ 発達支援グループ 教育相談グループ
	<u>子ども保健課</u>	管理グループ 母子保健グループ
略	略	略
土木部	略	略
	土木用地課	管理グループ 用地グループ
	略	略
都市整備部	略	略
	公共施設政策課	公共施設マネジメントグループ <u>建築グループ</u> <u>設備グループ</u>

2 鈴鹿市行政組織条例第2条の規定により設けられた技術監理契約課の事務を分掌させるため、同課に契約グループ、検査グループ及び技術管理グループを置く。

(主管課の設置)

第7条 略

2 前項の主管課は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる課とする。

部	主管課
略	略
<u>こども政策部</u>	<u>こども政策課</u>
略	略

3 略

(その他の出先機関)

第9条 前条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる出先機関は、それぞれ同表の右欄に掲げる課の所管とする。

出先機関	課
略	略
子育て支援センター	<u>こども政策課</u>
保育所	<u>こども育成課</u>
幼稚園	

2 略

(本庁機関の職)

第18条 次の表の左欄に掲げる部等に、それぞれ同表の右欄に定める職を置く。

区分	職
略	略
課	課長（ <u>東京事務所、清掃センター及びクリーンセンターにあっては所長、図書館にあっては館長。以下同じ。</u> ）
略	略

2 略

(技術統括監の基本的職務)

第20条の2 略

部	主管課
略	略
<u>子ども政策部</u>	<u>子ども政策課</u>
略	略

3 略

(その他の出先機関)

第9条 前条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる出先機関は、それぞれ同表の右欄に掲げる課の所管とする。

出先機関	課
略	略
子育て支援センター	<u>子ども政策課</u>
保育所	<u>子ども育成課</u>
幼稚園	

2 略

(本庁機関の職)

第18条 次の表の左欄に掲げる部等に、それぞれ同表の右欄に定める職を置く。

区分	職
略	略
課	課長（ <u>図書館にあっては館長、清掃センター及びクリーンセンターにあっては所長。以下同じ。</u> ）
略	略

2 略

(技術統括監の基本的職務)

第20条の2 略

2 前項に定めるもののほか、技術統括監は、
建設技術に関し、必要な範囲で他部の職員を
指導することができる。

別表第1（第5条関係）

課	事務分掌概目
略	略
総合政 策課	略
東京事 務所	(1) 国等の行政機関その 他各種団体との連絡調整 に関する<u>こと。</u> (2) 市政に関係のある情報 及び資料の収集、調査等に 関する<u>こと。</u> (3) 首都圏におけるシテ ィプロモーション及びこ れを目的とした事業の実 施に関する<u>こと。</u> (4) 首都圏における本市の 取組の調整に関する<u>こと。</u> (5) 東京事務所の庶務に関 する<u>こと。</u>
略	略
地域協 働課	(1)～(8) 略 (9) 公民館及びふれあいセ ンターに関する<u>こと。</u> (10) 鈴鹿市公民館運営審議 会に関する<u>こと。</u>

別表第1（第5条関係）

課	事務分掌概目
略	略
総合政 策課	略
略	略
地域協 働課	(1)～(8) 略 (9) 公民館及びふれあいセ ンターに関する<u>事務の補助 執行</u> (10) 鈴鹿市公民館運営審議 会に関する<u>事務の補助執行</u>

略	略
文化財課	(1) 文化財の指定に関する <u>こと。</u> (2) 文化財の調査、保護及び活用に関する <u>こと。</u> (3) 文化財関係団体に関する <u>こと。</u> (4) 文化財関係施設に関する <u>こと。</u> (5) 埋蔵文化財の発掘等調査に関する <u>こと。</u> (6) 出土遺物等の整理に関する <u>こと。</u> (7) 伊勢国府跡の整備に関する <u>こと。</u> (8) 考古博物館に関する <u>こと。</u> (9) 鈴鹿市文化財保護審議会に関する <u>こと。</u>
略	略
図書館	(1) <u>図書館の企画及び運営に関すること。</u> (2) <u>図書館の館内利用に関すること。</u> (3) <u>図書館の館外利用（配本、貸出し等）に関すること。</u>

略	略
文化財課	(1) 文化財の指定に関する <u>事務の補助執行</u> (2) 文化財の調査、保護及び活用に関する <u>事務の補助執行</u> (3) 文化財関係団体に関する <u>事務の補助執行</u> (4) 文化財関係施設に関する <u>事務の補助執行</u> (5) 埋蔵文化財の発掘等調査に関する <u>事務の補助執行</u> (6) 出土遺物等の整理に関する <u>事務の補助執行</u> (7) 伊勢国府跡の整備に関する <u>事務の補助執行</u> (8) 考古博物館に関する <u>事務の補助執行</u> (9) 鈴鹿市文化財調査会に関する <u>事務の補助執行</u>
略	略
図書館	(1) <u>図書館の企画及び統計に関する事務の補助執行</u> (2) <u>施設及び設備の運営及び維持管理に関する事務の補助執行</u> (3) <u>図書館の広報宣伝に関する事務の補助執行</u>

(4) 図書館資料の収集及び
除籍に関すること。

(5) 図書館の関係団体に関
すること。

(6) 江島分館に関するこ
と。

(7) 鈴鹿市立図書館協議会
に関すること。

(8) 施設及び設備の維持管
理に関すること。

(4) 図書館の関係団体に関
する事務の補助執行

(5) 図書その他の資料（以
下「資料」という。）の開
覧及び貸出返却に関する事
務の補助執行

(6) 資料の調査及び研究の
相談に関する事務の補助執
行

(7) 読書案内及び読書相談
に関する事務の補助執行

(8) 読書会、研修会、講演
会、資料展示会等の実施に
関する事務の補助執行

(9) 資料の選択、収集及び
更新に関する事務の補助執
行

(10) 配本事業に関する事務
の補助執行

(11) 資料及び目録の整備に
関する事務の補助執行

(12) 資料の保管に関する事
務の補助執行

(13) 資料管理システムに関
する事務の補助執行

(14) 視聴覚機材及び教材に
関する事務の補助執行

(15) 資料の廃棄に関する事
務の補助執行

(16) 江島分館に関する事務

			の補助執行 (17) 鈴鹿市立図書館協議会 に関する事務の補助執行
略	略	略	略
廃棄物 対策課	(1)～(7) 略 (8)～(15) 略	廃棄物 対策課	(1)～(7) 略 (8) 環境センターに関する こと。 (9)～(16) 略
略	略	略	略
こども 政策課	(1)～(9) 略 (10) 鈴鹿市こども・子育て 会議に関すること。 (11)～(14) 略	子ども 政策課	(1)～(9) 略 (10) 鈴鹿市子ども・子育て 会議に関すること。 (11)～(14) 略
こども 育成課	略	子ども 育成課	略
こども 家庭支 援課	(1)～(9) 略 (10) 問題行動等のあるこど もの支援に関すること。 (11) 特別支援に係るこども の支援に関すること。 (12)～(14) 略	子ども 家庭支 援課	(1)～(9) 略 (10) 問題行動等のある子ど もの支援に関すること。 (11) 特別支援に係る子ども の支援に関すること。 (12)～(14) 略
こども 保健課	略	子ども 保健課	略
略	略	略	略

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(鈴鹿市職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正)
- 鈴鹿市職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和41年鈴鹿市規則第10号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第２条関係）			別表（第２条関係）		
組織	職	支給月額	組織	職	支給月額
市長部局	略	略	市長部局	略	略
	課長、 <u>東京</u> <u>事務所長</u> 、 クリーンセ ンター所長 、図書館長	60,000円		課長、クリ ーンセンタ ー所長、図 書館長	60,000円
	略	略		略	略
略	略	略	略	略	略

（鈴鹿市副市長事務分担規則の一部改正）

３ 鈴鹿市副市長事務分担規則（平成１９年鈴鹿市規則第６０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（事務分担） 第２条 副市長の事務分担は、次に定めるところによる。 （１） １人の副市長 ア～エ 略 オ <u>こども政策部</u>に属する事務 カ～ス 略 （２） 略	（事務分担） 第２条 副市長の事務分担は、次に定めるところによる。 （１） １人の副市長 ア～エ 略 オ <u>子ども政策部</u>に属する事務 カ～ス 略 （２） 略